

「震が関で印刷する」

広報室囑託 平岡 敦 (55期) ●Atsushi Hiraoka

皆さんは、裁判所や弁護士会に行ったとき、必要な書類を事務所に忘れた、印刷してこなかった、困った！という経験をしたことはありませんか？ 私はよくあります。そこで、今回は震が関で「紙」を印刷する方法についてまとめてみたいと思います。

紙がない！（トイレではありません。）という状況は、だいたい次のように場合分けできると思います。

1 データはある

- (1) ノートパソコンでデータを取り出せる
- (2) スマホで受信したメールに添付されている
- (3) 事務所のパソコンに残っている

2 データもない

- (1) ノートパソコンをもっている
- (2) スマホをもっている
- (3) 徒手空拳

上記の様々な状況に対応したりカバー方法を考えてみます。

1. データはある

(1) ノートパソコンでデータを取り出せる

この状況であれば、とっても簡単です。3つの方法が考えられます。

1つ目は、弁護士会館の8階に行く方法です。当会の会員執務室に会員であれば誰でも使用できるパソコンとプリンタがあります。USBメモリをおもちなら、それにデータを移して、8階備え付けのパソコンに入れ、印刷をします。ただ、パソコンが既にほかの人に使用されている場合もあります。

2つ目は、弁護士会館の15階に行く方法です。日弁連の会員執務室にはプリンタがあります。このプリンタに自分のパソコンをつないで（USBケーブル経由）、印刷をすることができます。ただし、設置されているプリンタのプリンタドライバをパソコンにインストールする必要があります。

3つ目は、裁判所の地下にあるローソンのマルチコピー機を使う方法です。パソコンのデータをUSBメモリに移して、ローソンにあるマルチコピー機に差し込めば、印刷が可能です*1。ただし、このとき印刷できるファイル形式はPDFに限定されているので、フォーマットをPDFに変える必要があります。



なお、パソコンをインターネット*2につないで、「ネットワークプリントサービス」*3のウェブサイトから、文書を登録することでも、ローソンのマルチコピー機で印刷が可能です。登録の方法は、「ネットワークプリントサービス」のウェブサイトをご覧ください。

(2) スマホで受信したメールに添付されている

最近ではスマートフォンでメールを見る人も増えています。メールにファイルを添付してやり取りしていることもありますね。その添


*1 料金は、A4 1枚白黒20円、カラー60円です。

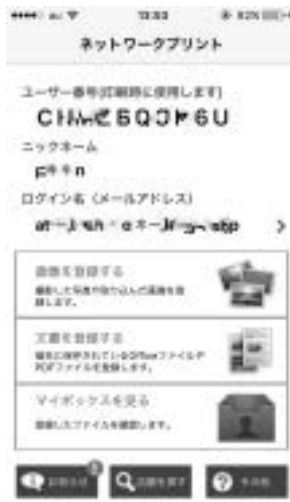
*2 弁護士会館では、日弁連のWi-Fiサービスsaksaku2でパソコンを無料でインターネットに接続させることができます。

*3 https://networkprint.ne.jp/sharp_netprint/top.aspx

付ファイルを印刷する方法もあります。ローソンのマルチコピー機に対応したアプリ「ネットワークプリント」を利用する方法です。



使い方は簡単です。便宜上、iPhoneでの操作方法のみ説明します。あらかじめ「ネットワークプリント」アプリをiPhoneにインストールしておく必要があります。①メールアプリでメールを開き添付文書を開きます。②画面下のをタップして、登録先の中から「ネットワークプリントにコピー」を選びます*4。③ネットワークプリントアプリを開き、用紙サイズを選んで、「登録」をタップします。④「マイボックスに戻る」をタップすると、登録した文書が一覧に現れます。⑤「戻る」をタップすると、上図のようにマルチコピー機に入力する「ユーザー番号（印刷時に使用します）」が表示されます。⑥ローソンにあるマルチコピー機で「プリントサービス」を選択します。⑦アプリに表示された「ユーザー番号」をマルチコピー機に入力すると、登録された文書が表示されます。⑧料金を払って、文書を印刷します。



(3) 事務所のパソコンに残っている

事務所のパソコンにはデータがあり、事務所にいる事務職員や弁護士と連絡が取れるなら、簡易な方法があります。当会の「FAX受信サービス」を利用する方法です。当会では、外部から当会の特定の番号（03-3581-3337）に送信されたFAXを会員に引き継ぐサービスを行っています（担当は総務課）。そこで、事務所にいる人に頼んで、上記の番号に、印刷したい文書をFAX送信してもらおうのです。鮮明さには欠けますが、一番簡易に印刷物を入手

できます。なお、サービスは有料で、1枚につき30円の手数料が掛かります。ちなみに、このサービスではFAXの送信も可能です。手数料は同じく1枚30円です。

入手したFAXのレターヘッドを消してコピーを取れば、裁判所にも提出可能な印刷物のでき上がりです。

2. データもない

(1) ノートパソコンをもっている

ノートパソコンをもっているのであれば、その場で文書を作りましょう。あとは、前述の1. (1) の方法で印刷をします。

(2) スマホをもっている

スマホをもっているなら、スマホのアプリで文書を作りましょう。長い文書は無理ですが、簡単な文書なら作成できます。スマホ用のWordアプリもあります。このアプリは無料です。Wordで文書を作成し、それを自分宛のメールに添付して送れば、あとは1. (2) の方法で印刷が可能です。

(3) 徒手空拳

データもない、ノートパソコンもない、スマホもない。要するに、全く準備していないということですね。でも、印刷してすぐに提出したい。分かります。よくあることです。安心してください。

まず弁護士会館8階備え付けのパソコンが使用可能なら、それを使って文書を作成し印刷します。それが使えないときは、紙とペンがあれば、それで提出したい文書をできるだけ正確に書きましょう。そして、それを1. (3) で説明したFAX送信サービスで事務所に送信します。そして、事務所にいる誰かに急いでパソコンに打ち込んでもらいましょう。そして、それを1. (3) で説明したFAX受信サービスに送ってもらいます。帰りがけには、急いでパソコンに打ち込んでくれた人にお土産を買って帰ることを忘れないでください。■

*4 ネットワークプリントアプリをiPhoneにインストールしてあれば、この登録先が現れます。